### 議案第8号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年2月29日提出

加西市長 西 村 和 平

#### 加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例(昭和42年加西市条例第52号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」 を「19万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.20」を「100分の7.70」に改める。

第4条中「24,000円」を「27,000円」に改める。

第5条第1号中「25,000円」を「26,000円」に改め、同条第2号中「12,500円」を「13,000円」に改め、同条第3号中「18,750円」を「19,500円」に改める。

第7条中「8,000円」を「9,000円」に改める。

第9条中「9,000円」を「10,000円」に改める。

第9条の2中「7,000円」を「6,000円」に改める。

第21条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第1号ア中「16,800円」を「18,900円」に改め、同号イ中「17,500円」を「18,200円」に、「8,750円」を「9,100円」に、「13,125円」を「13,650円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「6,300円」に改め、同号オ中「6,300円」を「7,000円」に改め、同号カ中「4,900円」を「4,200円」に改め、同条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同号ア中「12,000円」を「13,500円」に改め、同号イ中「12,500円」を「13,000円」に、「6,250円」を「6,500円」に、「9,375円」を「9,750円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,500円」に改め、同号オ中「4,500円」を「5,000円」に改め、同号カ中「3,500円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「5,000円」に改め、同号ア中「4,800円」を「5,400円」に改め、同号イ中「5,000円」を「5,200円」に、「2,500円」を「2,600円」に、「3,750円」を「3,900円」に改め、同号ウ申「1,600円」を「1,800円」に改め、同号オ中「1,600円」を「1,800円」に改め、同号オ中「1,400円」を「1,200円」に改め、同号カ中「1,400円」を「1,200円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

# (審議資料)

国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額と軽減基準を改正しようとするもの。また、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改正しようとするもの。

## 【概要】

(1) 国民健康保険税の課税限度額

区 分	現 行	改正後
基礎(医療)分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円

#### (2) 国民健康保険税の減額基準

・5割軽減の判定所得基準

基準額	現行	33万円+26 万円×被保険者数
	改正後	33万円+26.5万円×被保険者数

・2割軽減の判定所得基準

基準額	現 行	33万円+47万円×被保険者数
	改正後	33万円+48万円×被保険者数

## (3) 国民健康保険税の税率等

	医 療 分		後期高齢者支援分		介護分(40~64歳)				
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
現行	7. 2	24, 000	25, 000	2. 9	8, 000	8,000	2. 3	9, 000	7, 000
改正後	7. 7	27, 000	26, 000	2. 9	9, 000	8,000	2. 3	10, 000	6,000